

19. 建設運営一体事業研究会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第39条の規定に基づき、定款第37条第4項の規定に基づいて設置された、建設運営一体事業研究会（以下「研究会」という。）の運営等を円滑に行うことを目的とする。

(研究会の業務)

第2条 研究会は、廃棄物処理施設における建設運営一体事業のより一層の円滑な推進の観点から、関連する各種情報の収集、ストックマネージメント・メンテナンスの計画的実施による施設機能の適切な維持といった事項など、廃棄物処理施設の建設運営一体事業の促進、普及に関する次の事業を行う。

- (1) 廃棄物処理施設の建設運営一体事業に係わる情報の収集及び交換
- (2) 廃棄物処理施設に関する適切なストックマネージメントの調査、研究
- (3) 廃棄物処理施設の建設運営事業の促進及び普及に係る行政施策への協力及び関係団体との連絡協調
- (4) その他前各号の業務を達成するために必要な事項

2 研究会は、前項の事業及び研究会の運営を行うにあたり、本会の企画運営委員会、技術委員会、分科会及びその他の委員会等と相互に連絡し協力するものとする。

(研究会の構成)

第3条 研究会は、本会の定款第5条第1号に定める正会員であり研究会に参加を希望する者及び主たる業務が廃棄物処理施設の維持管理であり参加を希望する法人であって理事会の承認を得た者で構成する。

2 研究会の実務は、前項の参加法人から推薦された者(以下「委員」という。)で担当する。

(研究会の役員)

第4条 研究会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長が職務を代行する。

- 4 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 5 委員長または副委員長が欠けた場合は、第2項の定めるところに準じ選出しなければならない。この場合において新たに選出された委員長または副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究会の運営)

第5条 研究会は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員の3分の1以上から招集を求められたときは、招集しなければならない。

- 2 研究会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 3 研究会の議長は、委員長があたる。
- 4 研究会の議事は、委員長が指名する委員が記録し、研究会終了後速やかに欠席委員に知らせるものとする。

(小委員会)

第6条 委員長は、第2条に定める業務を行うため、必要に応じ研究会の同意を得て、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の小委員長は、委員長が指名する。
- 3 第1項の小委員会に第5条の規定を準用する。
- 4 小委員会委員の任期は、当該業務が完了したとき終了する。

(会費)

第7条 第3条に規定する研究会に参加を希望する正会員及び法人は、研究会の業務を行うため、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(経理その他)

第8条 研究会の経費は前条に定める会費、寄付金その他の収入により賄うこととし、その会計は公益法人会計基準に則り処理しなければならない。

- 2 前項の経費については、本会の毎年度の収支予算及び決算に計上するとともに、毎年度の事業計画及び事業報告と一括して年度終了後に開催される直近の本会の総会の議決を得なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、本会理事会の議決を得なければ変更することができない。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、研究会の運営上必要な事項は研究会において別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。